

第 12 手術 手術通則第 4 号に掲げる手術等の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 6 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号）

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 6 年 3 月 5 日 保医発 0305 第 6 号）

告示	通知
1 医科点数表第 2 章第 10 部手術通則第 4 号に掲げる手術等の施設基準等（省略）	第 57 の 8 皮膚悪性腫瘍切除術（皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。） 1 皮膚悪性腫瘍切除術（皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）の施設基準 (1) 皮膚科、形成外科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科の経験を 5 年以上有しており、皮膚悪性腫瘍切除術における皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に術者として 5 症例以上経験している医師が配置されていること。 (2) 当該保険医療機関が皮膚科、形成外科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が配置されていること。 (3) 麻酔科標榜医が配置されていること。 (4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。 2 届出に関する事項 皮膚悪性腫瘍切除術（皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 50 の 4 及び様式 52 を用いること。 第 61 の 5 乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。）、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの及び拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、

下窩など郭清を併施するもの) については、乳癌センチネルリンパ節生検加算 1 又は乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 を算定する場合に限る。)

1 乳癌悪性腫瘍手術（乳癌センチネルリンパ節生検加算 1 又は乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 を算定する場合に限る。）に関する施設基準

- (1) 乳癌外科又は外科の経験を 5 年以上有しており、乳房悪性腫瘍手術における乳癌センチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として 5 症例以上経験している医師が配置されていること。
- (2) 当該保険医療機関が乳癌外科又は外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が 2 名以上配置されていること。ただし、「注 1」の乳癌センチネルリンパ節生検加算 1 のうち、インドシアニングリーンによるもの及び「注 2」の乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 のうち、色素のみによるもののみを算定する保険医療機関にあっては、放射線科を標榜していなくても差し支えない。
- (3) 麻酔科標榜医が配置されていること。
- (4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。

2 乳癌悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））に関する施設基準（省略）

3 届出に関する事項

乳癌悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳癌全摘術）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。）、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの及び拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）については、乳癌センチネルリンパ節生検加算 1 又は乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 を算定する場合に限る。）の施設基準に係る届出は、別添 2 の

様式 52 及び様式 56 の 2 を用いること。乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））に関する施設基準については、別添 2 の様式 52 及び様式 56 の 5 を用いること。

第 61 の 6 の 1 の 2 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法

1 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法に関する施設基準

- (1) 乳腺外科又は外科を標榜している保険医療機関である病院であること。
- (2) 乳腺外科又は外科について専門の知識及び 5 年以上の経験を有する常勤の医師が 2 名以上配置されていること。
- (3) 乳腺手術を年間 10 例以上実施していること。
- (4) 緊急手術が可能な体制を有していること。
- (5) 乳癌センチネルリンパ節生検加算 1 又は乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 は次に掲げる要件をいずれも満たす場合に限り算定する。

ア 乳腺外科又は外科の経験を 5 年以上有しており、乳癌センチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として 5 症例以上経験している医師が配置されていること。

イ 当該保険医療機関が乳腺外科又は外科のいずれか及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が合わせて 2 名以上配置されていること。ただし、「2 単独法」のうち、色素のみによるもののみを実施する施設にあっては、放射線科を標榜していなくても差し支えない。

ウ 麻酔科標榜医が配置されていること。

エ 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。

2 届出に関する事項

乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 52 及び様式 87 の 57 を用いること。

第 62 の 3 経皮的冠動脈形成術

1 経皮的冠動脈形成術に関する施設基準

当該手術について、前年（1 月から 12 月まで）の以下の手術件数を院内掲示すること。

- (1) 急性心筋梗塞に対するもの
- (2) 不安定狭心症に対するもの
- (3) その他のもの

2 届出に関する事項

経皮的冠動脈形成術の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 63 の 2 経皮的冠動脈ステント留置術

1 経皮的冠動脈ステント留置術に関する施設基準

当該手術について、前年（1 月から 12 月まで）の以下の手術件数を院内掲示すること。

- (1) 急性心筋梗塞に対するもの
- (2) 不安定狭心症に対するもの
- (3) その他のもの

2 届出に関する事項

経皮的冠動脈ステント留置術の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 78 の 2 の 2 の 1 の 2 女子外性器悪性腫瘍手術

（女子外性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）

1 女子外性器悪性腫瘍手術（女子外性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）に関する施設基準

- (1) 産婦人科又は婦人科の経験を 5 年以上有しており、女子外性器悪性腫瘍手術における女子外性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として 3 例以上経験している医師が配置されていること。
- (2) 産婦人科又は婦人科及び放射線科を標榜している保険医療機関であり、当該診療科にお

	いて常勤の医師が配置されていること。 (3) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。 2 届出に関する事項 女子外性器悪性腫瘍手術（女子外性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 52 及び様式 87 の 65 を用いること。
--	--